

# (株)イトーヨーカ堂と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

## 協 定 書

(第 092002 号)

(株)イトーヨーカ堂と札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

(株)イトーヨーカ堂は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組みについて、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

### ◆ 基 本 項 目 ◆

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理            | 2 商品の品質管理    |
| 3 従業者等の衛生管理           | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 |              |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう広報などの支援を積極的に行います。

2009年 8月 25日

(株)イトーヨーカ堂  
代表取締役社長

亀井 淳

札幌市  
市長

上田 文雄

### わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 売場、作業場共に毎日定期的に清掃を行い、快適なお買物環境づくりに努めます。
- 商品の販売期限、品質については、各売場担当者がチェックする他、各店に配置されている「鮮度チェッカー」が定期的に確認します。
- 商品製造部門従事者はヘアネットを着用し、毛髪等異物の混入を防ぐと共に、定期的に検便を実施し、体調管理に努めます。
- 万が一、販売後に不良などが発生した場合には、迅速な対応と拡大防止に努めます。
- 「顔が見える食品。」は生産現場と一体となって厳しい品質管理を行うと共にインターネットを通じて生産履歴などの情報をお客様に提供します。